

亀山市告示第133号

亀山市プレミアム付商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和2年6月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市プレミアム付商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により停滞している市内の経済活動に対して、市が全市民に対し市内で使用できるプレミアム付商品券を発行、販売等を行う事業実施することにより、市民の生活を支援し、及び消費喚起を促すとともに、売上げが減少した市内事業者を支援し、市内経済の循環を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、市が亀山商工会議所（以下「商工会議所」という。）に委託し、販売する商品券をいう。
- (2) 購入引換券 市が発行する亀山市プレミアム付商品券購入引換券をいう。
- (3) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (5) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあったプレミアム付商品券を商工会議所に取り次ぐ金融機関をいう。

(購入対象者)

第3条 プレミアム付商品券を購入することができる者（以下「購入対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和2年7月1日（以下「基準日」という。）から同年11月1日までの間のいずれかの日において市の住民基本台帳に記録されている者（令和2年11月1日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日から令和2年11月1日までの間のいずれかの日において、市内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。）
- (2) 基準日において市以外のいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（前号に掲げる者を除く。次号及び第4号において同じ。）のうち、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族等が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において、居住地である市に住民票を移していないもので、次に掲げるアからウまでの要件のいずれかを満たしている旨を市に申し出たもの
 - ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
 - イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所してい

る者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

ウ 基準日の翌日以後に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治新第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(3) 基準日において市以外のいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成14年7月2日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日において原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）に限る。）をいう。以下同じ。）（以下「施設入所等児童等」という。）であって、基準日において、当該施設入所等児童等が入所等している施設等の所在地である市にその住民票を移していないもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（児童にあっては保護者（児童福祉法に規定する里親に規定する保護者をいう。イにおいて同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い2月以内の期間を定めて行われる委託をされているものを除き、児童以外の者にあっては同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日付け雇自発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により委託されているものに限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の給付を受け、

若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（児童にあつては当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしているものを除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の給付を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護

施設、更生施設、若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（児童にあつては2月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（4）基準日において市以外のいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、次のア又はイに該当する者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、当該措置入所等障害者・高齢者が入所等している施設等の所在地である市にその住民票を移していないもの

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同

法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者
(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(プレミアム付商品券の販売)

第4条 商工会議所は、この告示に定めるところにより、購入対象者にプレミアム付商品券を販売する。

2 プレミアム付商品券の販売期間は、令和2年9月1日から同年12月30日までの間とする。

3 1のプレミアム付商品券の券面記載の金額は、千円とする。

4 プレミアム付商品券は、次の各号に掲げる種類に区分し、当該各号に定める特定取引においてのみ使用できるものとする。

(1) 亀山プレミアム商品券「TAKERU」 特定事業者との間における特定取引

(2) 亀山プレミアム商品券「たちばな」 次のアからエまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者との間における特定取引

ア 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する大分類Iの卸売業、小売業のうち中分類58の各種飲食料品小売業及び酒小売業並びに中分類59の機械器具小売業(自動車小売業及び自転車小売業を除く。)で、大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)第2条に規定する店舗面積が千平方メートル以上である店舗

イ 日本標準産業分類に規定する大分類Iの卸売業、小売業のうち中分類60のその他の小売業のうちドラッグストア、調剤薬局及びホームセンター

ウ 日本標準産業分類に規定する大分類Pの医療、福祉のうち中分類83の医療業(その他の療術業を除く。)

エ その他特に市長が指定する特定事業者

5 プレミアム付商品券は、1の購入対象者につき、亀山プレミアム商品券「TAKERU」10枚及び亀山プレミアム商品券「たちばな」3枚を一組としたものを1万円で販売する。

(プレミアム付商品券の使用期間等)

第5条 プレミアム付商品券の使用期間は、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの間とする。

2 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面記載の金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

3 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

4 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

5 プレミアム付商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産又は金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(購入引換券)

第6条 市長は、購入対象者に対して、購入引換券を交付する。

2 購入引換券の交付を受けた購入対象者は、商工会議所が別に指定した場所において当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。

(特定事業者の登録等)

第7条 商工会議所は、別に募集要項を定めた上で特定事業者を募集し、募集に応じた事業者を特定事業者として登録したときは、当該特定事業者にポスターを配布し、店頭に掲示するよう案内するものとする。

(特定事業者の責務)

第 8 条 特定事業者は、特定取引においてプレミアム付商品券の受取を拒んではならないこと、プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、商工会議所と適切な連携体制を構築することその他の前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 商工会議所は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第 9 条 商工会議所は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、当該特定取引を行った特定事業者に対し、その券面記載の金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、商工会議所が別に定める報告書とともに、令和 2 年 2 月 28 日までの特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して券面記載の金額での換金を申し出る。

3 プレミアム付商品券の換金受付は、随時行うものとし、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 2 月 20 日までの受付分は、各月 20 日に取りまとめ、翌月 6 日までに特定事業者が事前に指定した預金口座に振り込むこととする。令和 3 年 2 月 28 日までに使用されたプレミアム付商品券の換金受付は同年 3 月 5 日までに換金を申し出ることとし、同月 17 日までに特定事業者が事前に指定した預金口座に振り込むこととする。ただし、休日の場合は翌営業日とする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。